

シリーズ「オフィス環境の基準」

(その4) 休養室・休養所の基準

●休養室・休養所とは

休憩室・休養室とは、横になって休むことができる場所という意味です。

職場で従業員が急に体調が悪くなった場合などに休ませたり、

救急車が来るまで待機させたりすることを想定して、

事業場に設置します。

50人以上または女性30人以上の労働者が常にいるときに必要です。

男性用と女性用に区別する必要があります。

●法令改正でどう変わった？

これまでは職場に、いざというときに横になって休むことができるスペースを
休憩室・休憩所専用として確保しておく必要がありました。

これが今回の法令改正で、

いつでも利用できるように用意されていれば、

休養室・休憩所専用の設備として確保しておく必要はなくなりました。

●配慮すべきこと

空いているスペースを休養室として利用する場合は、休養目的の利用を最優先として、
直ちに利用できる体制を整えておきましょう。

また、利用者のプライバシーと安全が確保されるよう、

入口や通路から直視されないように目隠しを設けたり、

関係者以外の出入りを制限したりしましょう。

